

|           |                                  |            |
|-----------|----------------------------------|------------|
| 公 安 委 員 会 | 五代目浅野組、道仁会、二代目親和会及び双愛会の指定の確認について | 令和7年11月13日 |
| 説明資料No. 1 |                                  | 刑 事 局      |

## 1 概要

令和7年10月3日に香川県、同月9日に岡山県及び福岡県、同月16日に千葉県の各公安委員会から、それぞれ次の暴力団に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書の提出を受けたところ、審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

- (1) 五代目浅野組(主たる事務所:岡山県、代表する者:中岡 豊)
- (2) 道仁会(主たる事務所:福岡県、代表する者:福田 憲一)
- (3) 二代目親和会(主たる事務所:香川県、代表する者:吉良 博文)
- (4) 双愛会(主たる事務所:千葉県、代表する者:椎塙 宣)

## 2 指定の要件に該当すると認める理由

### (1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

各団体は、次のとおり、資金獲得活動のため、その威力を暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

#### ○ 威力を利用した資金獲得活動の状況

前回指定の効力発生日以降、各団体の暴力団員は、それぞれの団体の威力を利用した資金獲得活動に伴う恐喝等の罪により検挙され、又は暴力的 requirement 行為により中止命令等を受けている。

### (2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

各団体の幹部又は全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が、暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

### (3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

各団体は、それぞれ、代表する者の統制の下、運営を支配する地位、他の暴力団員に指示又は命令をすることができる地位及びその他の地位の各階層を有し、階層的に構成されている団体である。

|           |  |            |
|-----------|--|------------|
| 公 安 委 員 会 | 「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について | 令和7年11月13日 |
| 説明資料No. 2 |  | 警 備 局      |

## 1 現行の規定

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令（平成28年政令第224号）においては、その敷地等の上空における小型無人機等の飛行が禁止される対象施設の一つである「対象危機管理行政機関」（危機管理に関する機能を担う国の行政機関）の庁舎として、当該行政機関の主たる庁舎並びに緊急参集チーム（※1）及び官邸対策室の構成員（※2）が常時勤務する庁舎が規定されている。

※1 緊急事態において、内閣総理大臣官邸に参集し、所属省庁の対応状況を総合的に把握し、所属省庁との連絡調整を総括することとなる関係省庁等の局長級の幹部職員

※2 緊急事態において、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整、政府としての初動措置の総合調整を集中的に行うこととなる内閣官房職員

## 2 改正案の概要

### (1) 内閣サイバー官関係

内閣官房に設置された国家サイバー統括室の事務を掌理する内閣サイバー官が官邸対策室の構成員となり、その常時勤務する庁舎が、今般、東京都港区赤坂2丁目4番6号に所在する庁舎となったことから、当該庁舎を内閣官房に係る対象危機管理行政機関の庁舎に追加することとする。

### (2) 食品安全委員会事務局長関係

食品安全委員会の庁舎移転に伴い、緊急参集チームの構成員である食品安全委員会事務局長の常時勤務する庁舎が、東京都港区赤坂5丁目2番20号に所在する庁舎から、今般、虎ノ門2丁目2番3号に所在する庁舎となることから、内閣府に係る対象危機管理行政機関の庁舎を変更することとする。

## 3 今後の予定

閣議 令和7年11月21日

公布 令和7年11月27日

施行 令和7年12月8日

## 4 その他

本改正案は、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第2項第4号（法律の規定に基づき施設等を指定するもの）に該当することから、意見公募手続きを要しない。

|           |   |                    |
|-----------|---|--------------------|
| 公 安 委 員 会 | 第43回 ASEAN警察長官会合<br>(ASEANAPOL会合) の開催結果について | 令和7年11月13日<br>長官官房 |
| 説明資料No.3  |   |                    |

## 1 ASEAN警察長官会合 (ASEANAPOL会合) アセアナポール

- ASEAN警察長官会合 (ASEANAPOL会合) は、加盟国警察間の交流促進を目的として1981年に結成。現在は、ASEAN加盟国10か国で構成。
- 日本は、ダイアログパートナーとして参加。

ASEAN加盟国 : インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム、  
 シンガポール、タイ、ブルネイ、ラオス、カンボジア、ミャンマー  
 ダイアログパートナー : 日本、中国、韓国、オーストラリア、  
 ニュージーランド、ロシア、トルコ、ASEAN事務局、国際刑事警察機  
 構 (ICPO)、欧州刑事警察機構 (EUROPOL)、英国、米国

## 2 第43回会合の概要

2025年11月3日（月）から11月6日（木）にタイ（バンコク）にて、「行動における協力 - 詐欺行為の壊滅、詐欺行為の破壊、人々の保護」について議論。警察庁次長及び随行者4名で対応。

### （会合の概要）

ア 首席代表会合において、我が国から、ASEAN諸国との共通課題である組織的詐欺をはじめとした越境犯罪に関し、現地警察との共同捜査による捜査の推進の必要性及びASEAN諸国への能力構築支援の継続等による貢献について発言。

イ ASEAN諸国のうち、タイ、カンボジア、マレーシア、フィリピンと二国間会談を行い、平素の捜査協力への謝辞を述べるとともに、更なる組織的詐欺の拠点摘発や個別具体的な事件に係る捜査手続の迅速化など、組織的詐欺対策について今後連携を一層強化することで一致。

ウ オーストラリアとも二国間会談を行い、共に組織的詐欺に対抗していくため、組織実態の解明に資する情報共有の重要性を確認し、今後更なる協力を推進することで一致。

エ 上記の各二国間会談において、12月に我が国で開催予定のアジア国際詐欺対策会議を通じて、組織的詐欺対策に向けた協力関係を更に強化したい旨、我が国から言及。

オ 次回第44回会合は、2026年にフィリピンで開催予定。